

26年12月号  
2014年12月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第91号  
発行担当者：寺田 早織

# Progress ~ 進歩 ~

一期一会

今年も残すところ1ヶ月となりました。日が沈むのも早くなり、肌寒い日が続いていますが、体調は崩されてませんでしょうか。12月は何かと忙しい月だと思います。忙しい時こそ、落ち着いて一つ一つの用事を片付けて、すっきりした状態で新年を迎えたいですね。私も、大掃除に年賀状に・・・と今月中にしておく事がいくつかあり、月末にバタバタしないようにしたいです。冬はこれからが本番です。寒さに負けず、この季節を乗り切りたいと思います。今月のテーマは・・・「**従業員の現物給与の取り扱い**」



## 現物給与とは・・・

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように、次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

- (1) 物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- (2) 土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- (3) 福利厚生施設の利用など(2)以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- (4) 個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、**原則として給与所得の収入金額**とされますが、現物給与には、欠くことのできないもので、主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、換金性に欠けるもの、困難なもの、受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。その中から、今回はいくつかの例をご紹介します。

## 食事の支給

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり3,500円（税抜）以下であること。  
(食事の価額)-(役員や使用人が負担している金額)

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。また、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円（税抜）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっていま

## 職務に必要な技術などを習得する費用

技術や知識の習得費用は、次の三つのいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

- (1) 会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や使用人に習得させるための費用であること。
- (2) 会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や使用人に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること。
- (3) 会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や使用人に大学などで受けさせるための費用であること。

## 創業記念品や永年勤続表彰記念品を支給したとき

創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件を満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与として課税されます。

また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、その記念品の価額が給与として課税されます。

- (1) 創業記念などの記念品  
価額が1万円以下で社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであり、5年以上の間隔で支給する。
- (2) 永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用  
勤続年数がおおむね10年以上、かつ2回以上表彰する場合は5年以上の間隔をおいている。



## 従業員レクリエーション旅行や研修旅行

従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定します。

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は、強いて課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっていま

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。
- (2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要です。

ただし、上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員に、その不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。なお、次のようなものについては、ここにいる従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- (1) 役員だけで行う旅行
- (2) 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- (3) 実質的に私的旅行と認められる旅行
- (4) 金銭との選択が可能な旅行

## 通勤手当

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さです）に応じて定められています。

### 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第338号）が公布され、通勤のための自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（H26.4.1前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

区分	課税されない金額		
	改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前	
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左	
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	24,500円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	同左
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左	
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額との金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同左	

今回ご紹介した内容は一部の例ですので、詳しい情報は、国税庁のホームページをご覧ください。（参考：国税庁HP）

## < Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**の12月の開催日は**12月11日（木）**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月11日（木）	11・12・1月決算法人・個人事業主様	12月5日（金）
1月15日（木）	12・1・2月決算法人・個人事業主様	1月9日（金）
2月以降の開催日は未定となっております。		

## 休暇のお知らせ

**12月27日（土）～1月4日（日）**の期間、リフレッシュ休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い申し上げます。

### < 12月カレンダー >

10	水	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
		*10月決算法人の確定申告・納付期限
31	火	*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の7・1月決算法人）
年末年始の為、申告・納付期限は平成27年1月5日（月）となっております。		